

四日市市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年12月25日

四日市市長 森 智 広

四日市市条例第27号

四日市市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例
(四日市市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第1条 四日市市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成27年四日市市条例第9号)の一部を次のように改正する。

改正後		改正前	
(給与に関する特例)		(給与に関する特例)	
第7条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員(企業職員(地方公営企業等の労働関係に関する法律(昭和27年法律第289号)第3条第4号に規定する職員のうち地方公営企業に勤務する者をいう。以下同じ。)を除く。以下「特定任期付職員」という。)には、次の給料表を適用する。		第7条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員(企業職員(地方公営企業等の労働関係に関する法律(昭和27年法律第289号)第3条第4号に規定する職員のうち地方公営企業に勤務する者をいう。以下同じ。)を除く。以下「特定任期付職員」という。)には、次の給料表を適用する。	
号給	給料月額(円)	号給	給料月額(円)
1	380,000	1	376,000
2	427,000	2	422,000
3	477,000	3	472,000
4	539,000	4	533,000
5	615,000	5	608,000
6	718,000	6	710,000
7	839,000	7	830,000
2から5まで (略)		2から5まで (略)	
(特定任期付職員の給与条例の適用除		(特定任期付職員の給与条例の適用除	

<p>外等)</p> <p>第 8 条 (略)</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第 5 3 条の 3 及び第 6 0 条の 2 第 2 項の規定の適用については、給与条例第 5 3 条の 3 中「管理監督の職にあるものが」とあるのは「管理監督の職にあるもの及び任期付条例第 2 条第 1 項の規定により任期を定めて採用された職員が」と、給与条例第 6 0 条の 2 第 2 項中「1 0 0 分の 1 2 0」とあるのは「1 0 0 分の <u>1 7 5</u>」とする。</p>	<p>外等)</p> <p>第 8 条 (略)</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第 5 3 条の 3 及び第 6 0 条の 2 第 2 項の規定の適用については、給与条例第 5 3 条の 3 中「管理監督の職にあるものが」とあるのは「管理監督の職にあるもの及び任期付条例第 2 条第 1 項の規定により任期を定めて採用された職員が」と、給与条例第 6 0 条の 2 第 2 項中「1 0 0 分の 1 2 0」とあるのは「1 0 0 分の <u>1 6 5</u>」とする。</p>
-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

第 2 条 四日市市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(特定任期付職員の給与条例の適用除外等)</p> <p>第 8 条 (略)</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第 5 3 条の 3 及び第 6 0 条の 2 第 2 項の規定の適用については、給与条例第 5 3 条の 3 中「管理監督の職にあるものが」とあるのは「管理監督の職にあるもの及び任期付条例第 2 条第 1 項の規定により任期を定めて採用された職員が」と、給与条例第 6 0 条の 2 第 2 項中「1 0 0 分の 1 2 0」とあるのは「1 0 0 分の <u>1 7 0</u>」とする。</p>	<p>(特定任期付職員の給与条例の適用除外等)</p> <p>第 8 条 (略)</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第 5 3 条の 3 及び第 6 0 条の 2 第 2 項の規定の適用については、給与条例第 5 3 条の 3 中「管理監督の職にあるものが」とあるのは「管理監督の職にあるもの及び任期付条例第 2 条第 1 項の規定により任期を定めて採用された職員が」と、給与条例第 6 0 条の 2 第 2 項中「1 0 0 分の 1 2 0」とあるのは「1 0 0 分の <u>1 7 5</u>」とする。</p>

附 則
(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和6年4月1日から施行する。

2 第1条の規定（四日市市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（以下「任期付条例」という。）第8条第2項の改正を除く。）による改正後の任期付条例の規定は、令和5年4月1日から適用し、第1条の規定（任期付条例第8条第2項の改正に限る。）による改正後の任期付条例の規定は、令和5年12月1日から適用する。

（給与の内払）

3 第1条の規定による改正後の任期付条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の四日市市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の任期付条例の規定による給与の内払とみなす。

（総務部人事課）